

# 事業概要シート

施策 0801 低所得者の生活支援

《》の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計  
 ※ 補正予算要求時は今回の補正予算額を除く。  
 ※ 次年度予算要求時は次年度繰越額を除く。

事業名	子どもの学習支援事業	現状維持	予算額	5,892 千円
			《 6,231 》千円	
事業期間	平成28年度 ~	財源内訳	国庫支出金	2,945 千円
根拠法令要綱等	生活困窮者自立支援法 大村市生活困窮者学習支援事業実施要綱		県支出金	千円
			地方債	千円
			その他	千円
			一般財源	2,947 千円

## 【事業の目的・概要・対象】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む。）の生徒等に対し、学習支援、生徒等の悩み及び進学についての助言を行い、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図る。

※生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定される任意事業

対象者は、市内に住所を有しており、生活保護世帯および生活困窮状態にある世帯の児童・生徒（小学6年生から中学3年生）

### ①対象者に対する学習支援

学校の勉強の復習、学習の習慣づけ及び高校受験のための学習支援等を行い、必要に応じて個別支援を行う。

### ②進学に対する情報の提供

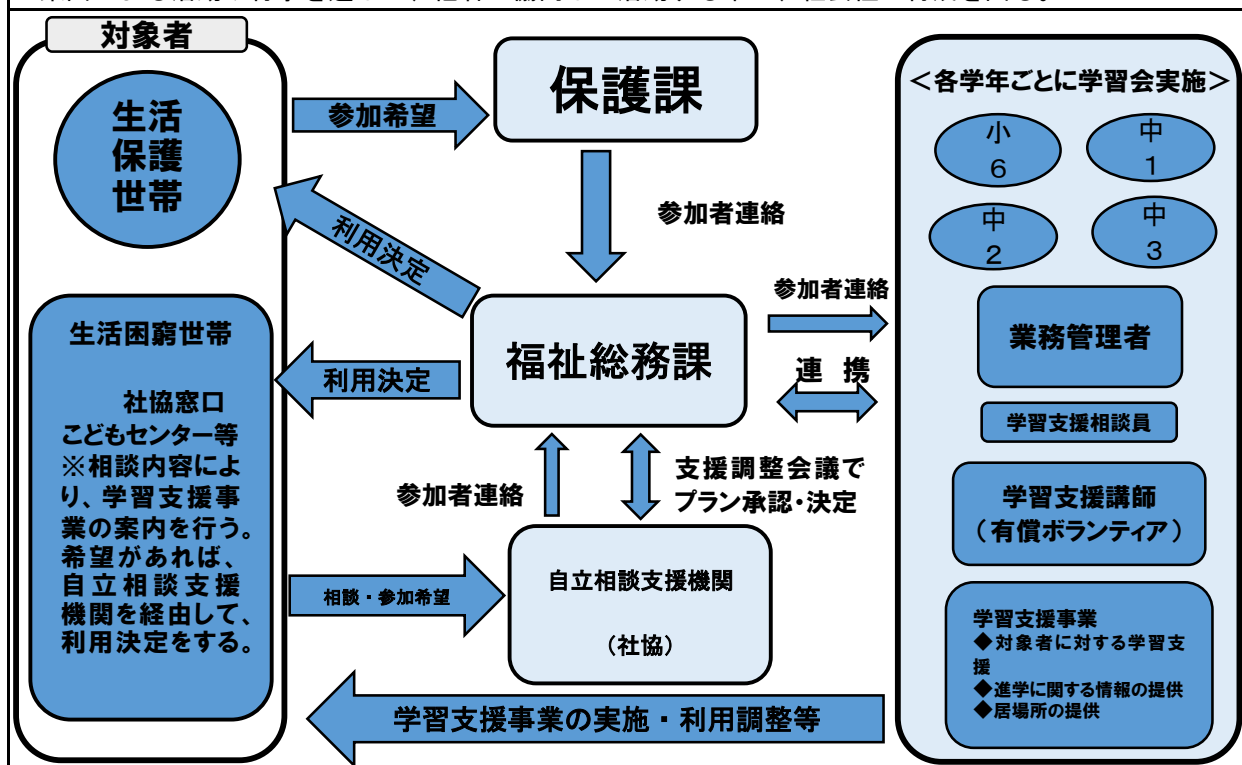
対象者に対して、進学情報（奨学金等、利用できる公的制度の説明等）の提供を行う。

### ③居場所の提供

安心して通える場を提供するとともに、対象者の生活上の悩みや進学に関する支援・助言を行う。

### ④その他の支援

集団による活動や行事を通じて、他者と協同して活動する中で、社会性の育成を図る。



## 【背景】

「貧困の連鎖」を防止するためには、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の中で、進学を考えるきっかけ、学習の習慣づけ、日常生活の支援等を行う必要性が叫ばれており、生活困窮者自立支援法が平成27年度から施行され、その中の任意事業として規定されていたことから、本市においても取り組みを開始した。

担当課	福祉保健部 福祉総務課	課長	山口 理行
担当者	井川 心	問合せ先	0957-53-4111 (内線151)

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名		単位	H30 (実績)	R1 (計画)	R2 (計画)	R3 (計画)	R4 (計画)
①	参加児童生徒数	人	11	25	25	25	25
②							

### 【成果指標】

指標名		単位	H30 (実績)	R1 (計画)	R2 (計画)	R3 (計画)	R4 (計画)
①	継続して参加できた児童生徒の割合	%	32	70	70	70	70
②							

### 【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
事業費	6,731	5,873	6,231	5,892	5,892	5,892	36,511
国庫支出金	3,629	2,997	3,115	2,945	2,945	2,945	18,576
県支出金							0
地方債							0
その他							0
一般財源	3,102	2,876	3,116	2,947	2,947	2,947	17,935
人件費	2,571	2,909	2,929	2,929	2,929	2,929	17,195
職員(人)	0.35人	0.40人	0.40人	0.40人	0.40人	0.40人	2.35人
時間外勤務(h)	13h	0h	10h	10h	10h	10h	53h
嘱託員(人)							0.00人
フルコスト	9,302	8,782	9,160	8,821	8,821	8,821	53,706

妥当性 (市の関与)	生活困窮者自立支援法に規定される事業であり、実施主体は福祉事務所を設置する市町村とされている。
有効性 (施策貢献度)	生活困窮家庭の子どもに対する支援は貧困の連鎖の防止を強化する取り組みとして有効性があり、本市が目指す施策の方向性と一致している。
効率性 (コスト)	事業実施にあたっては、市公共施設を活用して事業を行う。また、事業は委託して実施するものの、教員OBや大学生等の有償ボランティアを活用することで、必要最低限の経費に抑える。

1次評価	担当者意見のとおり
2次評価	1次評価意見のとおり